

未移行幼稚園向け 国FAQ抜粋

No.	国 No.	事項	問	答
1	29	未移行幼稚園の上限額	子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園(以下、「新制度幼稚園」という。)と、新制度未移行の幼稚園では、幼児教育・保育の無償化の上限額に違いはありますか。	子ども・子育て支援新制度の幼稚園は、教育・保育給付第1号認定子どもの利用者負担額の全額が無償化となります。新制度に移行していない幼稚園の場合は、各園による自由価格であり、新制度の幼稚園との公平性の観点から、教育・保育給付第1号認定子どもの利用者負担額の上限である月額2.57万円を上限として無償となります。
2	30	未移行幼稚園の上限額	新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より安い場合、差額(例えば利用料が月額2万円の場合は5,700円)を他のサービスの幼児教育・保育の無償化に利用することはできますか。	今般の幼児教育・保育の無償化は、教育・保育の必要性に応じて個々人に必要とされる教育・保育に係る利用料を無償化することとしています。このため、新制度未移行の幼稚園においては、「月額2.57万円分を無償化」するのではなく、「幼稚園の利用料を無償化する」という考え方に立って、新制度の幼稚園との公平性の観点から月額2.57万円という上限を設けているという考え方であるため、利用料が月額2.57万円よりも低い場合でも2.57万円との差額を他のサービスの無償化に利用することはできません。
3	31	未移行幼稚園の上限額	新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より高い場合、その差額(例えば利用料が月額3万円の場合は、4,300円)は自己負担になりますか。	新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より高い場合、その差額は利用者の自己負担になります。
4	32	預かり保育事業の上限額	保育の必要性があると認定され、幼稚園と幼稚園の預かり保育事業を利用する場合、幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費の月額上限額はいくらですか。	保育所等の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)から、幼稚園利用料に係る施設等利用費の上限額(月額2.57万円)を差し引いた額(月額1.13万円)が預かり保育事業(認定こども園(1号)、特別支援学校幼稚園部を含む。)に係る施設等利用費の上限額となります。なお、給付の適正を図るため、施設等利用費の支給額の算定については、実際の預かり保育事業の利用量に応じた計算とすることとしています。具体的には、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となる仕組みとなります。(参考)ある月の支給額算定方法(例)・預かり保育事業の利用料として園に支払った額の月内総額:A円・支給限度額:利用日数×日額単価(450円)=B円(上限:11,300円) ⇒A円とB円のうちいずれか小さい方を保護者に対して支給
5	33	預かり保育事業の上限額	幼稚園等利用者が認可外保育施設等を利用する際の施設等利用費の考え方、費用の充て方(計算式)はどのようになるでしょうか。	幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合や、預かり保育事業が十分な水準ではない場合に限り、認可外保育施設等の利用も子育てのための施設等利用給付の対象となりますが、その支給上限額は、預かり保育事業の無償化上限額(月額1.13万円。いわゆる満3歳になった日から最初の3月31日までの入園児の住民税非課税世帯は月額1.63万円)から、預かり保育事業に係る施設等利用費の支給額を差し引いた額となります。
6	34	預かり保育事業の上限額	幼稚園の預かり保育事業について、長期休業期間中の利用料が月額上限額を超過する場合がありますが、施設等利用費の支給は月額上限額×12か月の範囲内であれば、当該月のみ月額上限額を超過してもよいでしょうか。	年単位(年度単位)ではなく、各月毎に、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となります。したがって、長期休業期間中など、利用実績額が施設等利用費の月額上限額を超過した月があった場合でも、他の月の施設等利用費上限額で超過分を補填することはできません。(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚園部も同じ。)

No.	国 No.	事項	問	答
7	35	預かり保育事業の上限額	保育の必要性を認定された住民税非課税世帯の子供が、年度途中で3歳になり幼稚園に通っている場合、幼稚園の預かり保育事業は幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。また、その場合の上限額は何円ですか。	年度途中で満3歳となり幼稚園に入園した子供が利用する預かり保育事業については、保育の必要性があり市町村民税世帯非課税の場合に、施設等利用給付第3号認定を受けることにより、子育てのための施設等利用給付の対象となります。その場合の預かり保育事業の施設等利用費の上限額は、認可保育所における保育料の全国平均額(月額4.2万円)から、幼稚園利用料に係る施設等利用費の支給上限額(月額2.57万円)を差し引いた額(月額1.63万円)となりますが、預かり保育事業については満3歳とその他の3歳から5歳までで保育料が異なるといった事情がないため、満3歳についても3歳から5歳までの場合と同じ日額単価(450円)で、利用量に応じた支給額の計算を行うこととなります。
8	36	預かり保育事業の上限額	幼稚園の預かり保育事業の上限額について、例えば利用料の日額は1日500円、月額最大5000円としている場合、12日以上使った場合には自己負担がなく、それ未満の利用日数だと自己負担が発生するということとなりますが、利用が少ない場合に自己負担が発生する仕組みは不公平ではないですか。	預かり保育事業に係る施設等利用費の支給上限額は、給付の適正化を図る観点から、利用日数に応じた計算方法としております。したがって園の料金設定や個別利用者の利用実態によって、利用日数が少ない場合などに自己負担が生じることもあり得るものと考えます。
9	37	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	施設等利用給付の第2・3号認定を受けている未移行幼稚園利用者が、当該幼稚園や在籍園が実施する預かり保育事業にかかる施設等利用給付を受けず、月額3.7万円(第3号認定の場合は4.2万円)を上限として認可外保育施設等の子育てのための施設等利用給付を受けることは可能ですか。	幼稚園(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部を含む。)の利用者のうち、保育の必要性が認められ施設等利用給付第2号又は第3号認定を受けた者は、幼稚園及び幼稚園の預かり保育事業の利用料が子育てのための施設等利用給付の対象となります。これに加え、在籍する幼稚園が提供している預かり保育事業が、①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または②年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満のいずれかに該当する場合には、幼稚園の利用料を幼児教育・保育の無償化の対象とする前提で、預かり保育事業の施設等利用費上限額から預かり保育事業の施設等利用費を差し引いた額を上限として、認可外保育施設等の利用料も施設等利用給付の対象となりますが、幼稚園等の利用料にかかる給付を受けず、月額3.7万円(3号認定者は月額4.2万円)を上限として認可外保育施設等の利用料にかかる施設等利用費を受けることはできません
10	78-2	支払方法	事前に徴収項目・金額について保護者から承諾を得ているのであれば、その口座振替の記録をもって、領収証に代えることはできますか。	施行規則上の添付書類として「領収証」とは明記しておらず、口座振替の記録等をもって領収証に代えることは可能ですが、その金額に特定費用が含まれている場合、別途内訳がわかる書類も必要となります。
11	80	未移行幼稚園の支払方法	未移行幼稚園における施設等利用費の算定方法・支給方法はどのようになるのですか。	未移行幼稚園の利用者に対する子育てのための施設等利用給付における支給方法や支払回数については、市町村が償還払いか法定代理受領とするかを施設と調整することとなりますが、施設等利用費は月額単位で計算することとなります。具体的には、新制度未移行の私立幼稚園の場合、月額2.57万円を上限として、毎月の利用料が施設等利用費の対象となります。

No.	国 No.	事項	問	答
12	82	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	未移行幼稚園における入園料は施設等利用費の対象になりますか。	未移行幼稚園の入園料については、これまでも教育に要する費用を賄うための費用として就園奨励費の補助対象とされてきたところであり、子育てのための施設等利用給付においても、利用料の上限月額2.57万円の範囲内で施設等利用費の対象に含まれます。ただし、制服費やPTA会費など、通常教育・保育に要する費用とはいえない性質のものが入園料の中に含まれている場合、その部分については施設等利用費の対象とはなりません。
13	83	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行の幼稚園において、幼児教育・保育の無償化実施後に転園した場合、転園先の幼稚園の入園料は無償化の対象になるのですか。	転園先の入園料も施設等利用費の対象になります。ただし、対象となる入園料は、当該転園先の幼稚園における在籍初年度において、実際に支払った入園料をその初年度における転園先の在籍月数で除す(月毎に10円未満の端数は切り捨て。以下同じ。)ことで算定することになり、これと月毎の保育料を加えた額が月額2.57万円を上限として施設等利用費の対象となります。
14	84	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	未移行幼稚園の利用者が、入園初年度の途中で当該園に在園したまま市町村を越えて転居した場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	未移行幼稚園の利用者が、入園初年度の途中で当該園に在園したまま市町村を越えて転居した場合、転居の前後で施設等利用費を給付する市町村が変わりますが、それぞれの自治体に居住している期間における入園料や保育料は、月額上限額の範囲内で施設等利用費の対象となります。この際、入園料を転居前に支払っている場合であっても、退園や転園をしていないことから、転居後の自治体においても、支払った入園料を、転居前を含む入園初年度の在籍月数で除すことにより入園料の月額換算額を算定することになります。
15	85	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	未移行幼稚園において、入園料を入園前までに徴収している場合、無償化の対象となりますか。この場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	施設等利用費の給付対象期間は、利用者が当該施設を利用している期間ですが、利用者が未移行幼稚園との契約等に基づき、入園料を入園前に支払った場合であっても、施設等利用費の対象となり、入園料の月額換算額は、支払った入園料を入園初年度の在籍月数で除すことにより算定することになります。逆に、入園料の支払いが入園後5月以降となった場合でも、4月から入園している場合は、4月を含めた入園初年度の在籍月数で月額換算額を算定することになります。
16	86	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	未移行幼稚園において、入園料を年度で分割して設定(満3歳で入園する時と、3歳児クラスに進級する時の2回払いなど)している場合、2回目以降の入園料は施設等利用費の対象になりますか。この場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	未移行幼稚園が入園料を年度で分割して設定している場合は、入園初年度分として支払う入園料に加え、2回目以降に支払う入園料も施設等利用費の対象となります。この場合の月額換算額の算定方法は入園初年度と同様です。
17	87	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	未移行幼稚園の利用者が、入園初年度の月途中に入・退園した場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	未移行幼稚園において、月途中に園児が入・退園した場合、施設等利用費の月額上限額は、当該月における入園以降の開所日数や退園までの開所日数に応じて日割り計算を行うこととなりますが、支給額算定において保育料の支払い額を日割り計算しないことと同様に、入園料の月額換算額については日割り計算を行う必要はありません。

No.	国 No.	事項	問	答
18	88	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	未移行幼稚園において、入園初年度に園児が休学した場合、入園料の月額換算額を算定する際の在籍月数に休学期間は含めるのですか。	未移行幼稚園において、園児が病気や怪我等の理由により長期間にわたり継続的に休学している場合、その休学期間は「利用」に当たらないため、施設等利用費の対象から除外することとなります。同様に、入園初年度に園児が休学した場合も、休学期間は施設等利用費の対象とはならず、入園料の月額換算額は、支払った入園料を、休学期間を除く初年度の在籍月数で除すことにより算定することとなります。なお、支給額算定において保育料の支払い額を日割り計算しないことと同様に、月途中に休学や復学した場合であっても、入園料の月額換算額の算定では日割り計算は不要です。
19	88-2	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	未移行幼稚園において、3歳の誕生日を迎えていない2歳児に対して、「未満児クラス」への「入園」に際して「入園料」を求めている場合があり、その後3歳以降にも「入園料」を求めるケースと求めないケースなど、様々な実態があります。この場合の2歳児・未満児の「入園料」は、認可外保育施設または一時預かり事業の利用料として扱うのですか、それとも3歳以降の正式な「幼稚園入園」の後に、3歳以降に支払う入園料や保育料と合わせて無償化の対象とするのですか。	幼稚園における入園料は、満3歳以上の教育・保育に要した費用の前納金としての性質を踏まえて無償化の対象としているものであり、未満児クラスへの入園料は対象となりません。未満児クラスの入園料に正式入園後の入園料が含まれるような場合でも、正式入園に際して別途分割して徴収される形であれば、当該分割された入園料を無償化の対象として頂いて差し支えありません。
20	89	未移行幼稚園の算定方法(その他)	例えば、2016年11月1日が誕生日の場合、年齢計算に関する法律上は誕生日の前日である10月31日に年齢が加算されますが、2019年10月31日から未移行幼稚園に入園する場合、10月分の保育料から無償化の対象となりますか。	御指摘のとおり、学校教育法第26条については、幼児は満3歳に達する誕生日の前日から、幼稚園に入園及び通園をすることができるものと解されます。例えば10月31日付で対象となる子供が入園する場合には、月額上限額を日割り計算した上で、10月分の保育料や入園料(月額換算額)についても施設等利用費の対象となります。 ※上記例で私立幼稚園の場合、10月分の月額上限額は、25,700円×1日÷10月の平日開所日数
21	90	未移行幼稚園の算定方法(その他)	未移行幼稚園について、国が示す施設等利用費の請求書雛形では「利用料の設定が月単位を超える場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して算定」することが示されていますが、例えば8月のみ保育料を徴収していない場合、8月は無償化の対象期間となりますか。	御指摘の例の場合、8月分の保育料のみ特定の月(複数月を含む。)と合せて徴収していることや8月以外の各月に平準化して徴収していることが園則等で明確であれば、該当する月数で除す(月毎に10円未満の端数は切り捨て。)こと等の合理的な方法により、8月相当分を算出し施設等利用費の対象とすることは可能です。一方、8月分の保育料は発生していないという前提で料金設定しているのであれば、8月分は施設等利用費の対象外となります。
22	90-2	未移行幼稚園の算定方法(その他)	未移行幼稚園の保育料について、月額保育料に教材費込みと園則に記載している園がありますが、この場合の教材費は施設等利用費に含まれますか。一方、保育料とは別途徴収している教材費は施設等利用費に含まれますか。	教育課程の実施に必要な教材費のほか施設整備費や光熱水費などは、経費の性格として、教育・保育に要する経費として施設等利用費の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)に含めて差し支えありません。一方で、教育課程の実施に不要な任意の教材購入費や、日常生活に要する費用に該当するような日用品費(文具費や制服代)については、施設等利用費の対象となる利用料に含まれません(特定費用)。各園においては適切に特定子ども・子育て支援利用料と特定費用を区分して領収証等の発行を行う必要がありますが、仮に園が教材費を保育料とは別途徴収し特定費用として整理した場合は、施設等利用費の対象となりません。

No.	国 No.	事項	問	答
23	90-3	未移行幼稚園の算定方法(その他)	未移行幼稚園では、入園料のほかに、出願料の納付を求めている園がありますが、施設等利用費の対象となりますか。	出願料や検定料の類は、通常教育・保育に必要な経費に該当しないことから施設等利用費の対象ではありません。
24	102	日割り計算	認定子どもが月の途中で施設・事業の利用を中止した場合、或いは月の途中から利用を開始した場合、施設型給付費等や保護者負担分においては日割り計算を行っています。施設等利用費においても日割り計算を行うのでしょうか。また、施設等利用費は特定子ども・子育て支援施設等ごとに月額限度額が異なりますが、利用施設・事業ごとに日割り計算の考え方は違うのでしょうか。	未移行幼稚園 ①途中で利用終了の場合の限度額＝2.57万円×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数 ②途中で利用開始の場合の限度額＝2.57万円×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数 注)開所日数について、夏休みなど長期休業中の場合は、園児に対する教育課程の活動を行ってなくても、職員が勤務しているなど閉所していない日数を含む。
25	103	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園を利用する認定子どもが、当該園の預かり保育事業と認可外保育施設等を利用している場合、支給額が変わらないからといって施設等利用費の請求を「幼稚園＋預かり保育事業＋認可外保育施設」の利用分ではなく、「幼稚園＋認可外保育施設」の利用分としてなされる場合が想定されますが、これは可能でしょうか。	幼稚園等(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部を含む。)の利用者のうち、保育の必要性が認められ施設等利用給付第2・3号認定を受けた者が幼稚園等の利用料にかかる給付を受けず、認可外保育施設等の利用料にかかる給付を受けることはできません(No.37参照)。しかし、上記の利用者のうち、在籍する園が要件を満たして認可外保育施設等の利用料も子育てのための施設等利用給付の対象となる者については、幼稚園等の利用料にかかる給付(月額上限2.57万円)を受けた上で、月額上限1.13万円(住民税非課税世帯の満3歳児は1.63万円)の範囲で、預かり保育事業と認可外保育施設についてどのような組み合わせで給付の請求を行うかは任意となります。したがって、保護者が事務手続きの簡素化のため、利用した預かり保育事業を請求せず、認可外保育施設のみを請求することも可能です。
26	103-2	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	預かり保育事業を無料で提供している場合、施設が特定子ども・子育て支援施設等の確認申請自体を行わない場合もありますが、その場合、その施設に通う施設等利用給付2号認定子どもが、園の預かり提供時間等に関係なく利用する病児保育や認可外保育施設等も月額11,300円まで無償となりますか。預かり保育事業の確認を受けていない施設の預かり保育事業は、実施していないことと同様に、幼稚園等の利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象とする一定の基準を満たさない園となりますか。	幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合や無料で提供している場合など、預かり保育事業にかかる施設等利用費の支給が発生しない場合は、預かり保育事業の確認申請は不要と考えられますが、施設等利用給付第2・3号認定を受けている幼稚園等利用者が利用する認可外保育施設等が無償化の対象となることについて市町村が把握する必要があるため、市町村は幼稚園等に対して、例えば国が示す確認参考様式その3(預かり保育)を提出させることなどによって、預かり保育事業の提供が十分ではないこと等を把握し、認可外保育施設等も無償化の対象となる場合は、その旨を当該幼稚園等に伝達することが必要と思われる。なお、預かり保育事業の確認を受けていない事業であっても内閣府令で定める基準を満たし、施設として平日8時間以上、年間200日以上以上の預かり保育事業を提供している場合は、子ども・子育て支援法施行令第15条の6第2項第3号に基づき、当該預かり保育事業の利用料に関わらず、認可外保育施設等の利用料は施設等利用費の対象とはなりません。
27	104	法定代理受領	施設等利用費の支給額を決定した際に、利用者や事業者はその支給額を通知する必要がありますか。	施設等利用給付認定保護者が償還払いを請求した施設等利用費について、市町村が請求した施設等利用給付認定保護者に給付額を通知することは、特に施設等利用給付認定子どもが多い市町村において、事務的に非常に負荷が高いものであることから、法令上に規定を設けておりません。ただし、特定子ども・子育て支援施設等が法定代理受領により受けた給付額は、特定子ども・子育て支援施設等が保護者に対して通知することが必要です。

No.	国 No.	事項	問	答
28	105	法定代理受領	法定代理受領による施設等利用費の受給額を、特定子ども・子育て支援施設等が認定保護者に通知する頻度は、毎月行わなければならないのでしょうか。	施設等利用費は月額単位で算定することから、施設等利用給付認定保護者への通知も月額単位になると想定されますが、利用者への通知の取り扱いについては、毎月の通知が必要ということではなく、1年分をまとめて通知する取り扱いとすることも可能と考えます。
29	107	償還払い	認定保護者が、施設等利用費を償還払いにより請求する場合、施設・事業者が発行した任意の領収証等を添付すればよいのでしょうか。	償還払いの請求書に施設・事業者が発行した任意の領収証を添付するよりも、例えば市町村が指定した「領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」を施設・事業者が作成し、施設等利用給付認定保護者が請求書にこれらを添付することにより、市町村の施設等利用費の審査事務が効果的に行われると考えます。
30	108	特定子ども・子育て支援提供証明書	特定子ども・子育て支援提供証明書においては、預かり保育事業等を提供した日及び時間帯等を記載することとなっていますが、「提供した日及び時間帯」については子ども毎に実際の利用日と利用時間を網羅的に記載する必要がありますか。	特定子ども・子育て支援提供証明書は、市町村における施設等利用費の算定の基礎となりますが、個別の利用日や利用時間の情報は支給額の算定において必須ではないため、「提供した日」については実際の利用日を含む提供期間を記載すれば足り、「時間帯」については標準的な利用時間を記載することで足りる。なお、預かり保育事業の「提供日数」については、実際の利用日数を記載して下さい。
31	109	申請者以外に対する支出	未移行幼稚園の利用者に対する施設等利用費を償還払いで支給する場合、市町村から一旦幼稚園に支出し、幼稚園から利用者へ支払うことは可能ですか。	施設等利用費を償還払いする場合には、施設等利用給付認定保護者など申請者本人に直接支給することが原則となりますが、例えば、特別な事情により施設等利用給付認定保護者以外の者を給付の受取人とする場合や、幼稚園等の施設を通じて施設等利用給付認定保護者に支払う場合には、あらかじめ受取人(幼稚園等を含む。)が施設等利用給付認定保護者から給付金受領等に関する委任を取り付けておくことが必要となります。
32	119	副食材料費の補足給付事業	未移行幼稚園の副食材料費に対する補足給付事業において、対象となる副食材料費についてはどのように算定すれば良いですか。	補足給付事業における副食材料費については、実際に要した副食材料費相当額を算出することを基本としつつ、事業の実施主体である市町村が合理的と考える方法で算出頂いてかまいません。食材の外部搬入を行っている場合など、副食材料費として実際に要した費用の算出が困難である場合には、例えば下記のような算出方法を採用することが考えられます。 ※便宜的な算出方法の例① 園における1食あたり給食費 × 「給食費に占める副食材料費相当額の平均的な割合」(市町村に所在する他施設等の情報から推計。)② 園における1食あたり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食材料費の割合」(市町村に所在する他施設等の情報から推計。 仮に「保育所等の運営実態に関する調査」により推計すれば、「87%」。)③ 給付上限月額(4500円) / 公定価格による加算上の基準日数。
33	122	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	当初予定していなかった事情により、幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件(預かり保育事業の開設日数等)に年度途中から該当することとなったり、該当しなくなったりした場合の取扱いはどうになりますか。	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件は、年度開始前に予定している年間計画で判断していただくこととなります。このため、年度途中の突発的な事情により、開所時間や日数が予定と大幅に異なることをもって無償化の対象者を変更することはありませんが、申請内容の妥当性等を事後に検証できるよう、預かり保育事業の開設時間等が予定と大幅に異なることとなった経緯や理由について、幼稚園で整理しておくことが必要と思われます。なお、次年度以降も預かり保育事業の開設時間等が確認申請時と異なる見込みの場合は、あらかじめ市町村に確認変更届を提出することが必要となります。

No.	国 No.	事項	問	答
34	123	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件(預かり保育事業の開設日数等)について、例えば、特定の曜日(毎週水曜日など)のみ、教育時間を含めて6時間の預かり保育事業しか行っていない場合の取扱いはどうなりますか。	特定の曜日において、定期的に教育時間を含めた預かり保育事業の時間が8時間を下回る場合は、その他の曜日における預かり保育事業の時間が8時間を超える場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となります。
35	124	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件(預かり保育事業の開設日数等)について、例えば、夏休みなど長期休業中のみ8時間未満の預かり保育事業しか行っていない場合の取扱いはどうなりますか。	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件のうち、「平日8時間以上」は、教育時間を含めた時間であり、教育課程に係る教育を実施している平日を想定しています。したがって、教育課程に係る教育を実施している平日に8時間以上の預かりを行っている場合で、長期休業中のみ8時間を下回る場合は、要件に該当せず、認可外保育施設等の利用は無償化の対象となりません。
36	125	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	施設としては平日8時間以上、年間200日以上、預かり保育事業を実施していますが、人材確保等の事情により、定員を超える利用希望を断ったり、利用者個別の利用日数を制限している場合は、認可外保育施設等の無償化対象要件に該当しますか。	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象とする際の要件は、全ての市町村が簡便かつ客観的に判断可能なものである必要があることから、幼稚園が提供している預かり保育事業の開設時間や日数で判断することとしております。したがって、施設として平日8時間以上、年間200日以上、預かり保育事業を実施している場合には、個人の個別の保育ニーズが満たされていない場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。なお、預かり保育事業の長時間化・長期休業中の開所を十分な体制で実施できるよう、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の単価の充実や加算の創設を行っていますので、各自治体におかれては一時預かり事業の補助単価の国基準への引き上げ等を積極的に御検討いただき、各幼稚園の預かり保育事業が保護者の保育ニーズに応えたものとなるよう積極的な支援を御願いたします。
37	126	利用制限	無償化に伴い、預かり保育事業の利用者数の増加が予想されますが、定員を超える申し込みがあった場合、園の判断で利用を断ったり利用者の選定をすることは可能ですか。	各園が人員配置等を踏まえ設定する定員を超える預かり保育事業の利用申し込みがあった場合には、各園の判断で利用をお断りすることや、対象者を選定することは可能であると考えます。ただし、保護者の保育ニーズを可能な限り満たすことが待機児童対策の観点からも重要であることから、国としては、長時間利用にかかる加算等の予算を充実させてきているところであり、このような予算の活用も含め、預かり保育事業の十分な提供に御協力いただきたいと考えております。
38	127	算定方法(回数券の利用)	預かり保育事業の利用料を回数券として一括して購入させている場合、月額の利用料はどのように算定すればよいですか。その際、証拠書類として提出させる領収証等の扱いはどうなりますか。	回数券等により複数回分の利用料を事前に支払う場合であっても、月毎に、利用した回数分にかかる利用料相当額と、利用日数に450円を乗じた額を比較して小さい額が無償化の給付額となります。この際、1回当たりの利用料金は、回数券等の料金を利用可能回数で除す(10円未満の端数は切り捨て。)ことにより算出してください。なお、領収証自体は回数券等の代金を領収した際に発行することになると思われますが、給付の請求時に記載する利用実績の確認が出来るよう、領収証のほか、特定子ども・子育て支援提供証明書を保護者に発行していただき、それを請求の際に提出させることが必要となります。
39	128	日額単価の考え方	預かり保育事業の上限額にかかる日額単価は、長期休業期間を含めて同額(450円)であるため、利用時間が増加する長期休業期間で保護者負担が発生する可能性があります。保護者や事業者にとどのよう説明すれば良いですか。	預かり保育事業の上限額にかかる日額単価は、保育料が長期休業期間中にも徴収されている実態や公定価格等の運営費補助が長期休業期間を含めた年間の各月に平準化されて措置されていることを踏まえ、年間を通じて同額(450円)としております。

No.	国 No.	事項	問	答
40	128-2	算定方法(転園を伴わない市町村転出入)	<p>預かり保育事業で月の途中に利用者が転園せずに市町村をまたがる転居をした場合、算定方法はどのようになりますか。この場合、施設は領収証や提供証明書を市町村毎に分割して発行することが必要ですか。</p>	<p>転出先での支給認定の日以降は転出先市町村が、転出以前は転出元の市町村が施設等利用費を支給することとなります。その際、月額上限額について、転出元の市町村では転出日までの預かり保育事業の利用日数に450円を乗じ、転出先の市町村では転出先での認定日以降の預かり保育事業の利用日数に450円を乗じることとなります。また、預かり保育事業の利用料の市町村間の按分の方法としては、利用料が日額で設定されている場合、転出元の市町村では転出日までの預かり保育事業の利用日数に日額の利用料を乗じ、転出先の市町村では転出先での認定日以降の預かり保育事業の利用日数に日額の利用料を乗じることとなり、利用料が月額で設定されている場合は、月額の利用料をそれぞれの認定期間(利用日以外を含む日数)で按分することとなります。この場合、それぞれの利用日数等を確認する方法として、①在籍園から発行する提供証明書の「提供した日(提供日数)」を転出日以前と、転出先での支給認定日後に分割することを求め、保護者が転出元と転出先自治体にそれぞれ提供証明書を添付して請求するという方法 ②提供証明書の分割までは求めずに、市町村間と在籍園との連絡によりそれぞれの市町村が給付する分にかかる利用日数を確認する方法などが考えられます。なお、いずれの方法であっても、認定区間に空白が生じることにより利用者の不利益につながらないように、両市町村と在籍園の緊密な連携によりすみやかな認定手続きをお願いします。</p>
41	128-4	預かり保育事業の実施委託	<p>複数園を経営している場合などで、預かり保育事業の実施を子供の在籍園以外の園に委託をし集約して実施している場合は無償化の対象となりますか。また、預かり保育事業の実施を業者委託し保護者は当該委託先業者と契約するような場合は無償化の対象となりますか。</p>	<p>子育てのための施設等利用給付の対象となる預かり保育事業は、幼稚園等において教育課程の終了後に在籍園児に対して行われる教育・保育となります。在籍する幼稚園等が近隣の幼稚園等に預かり保育の実施を委託しているような場合であっても、保護者が在籍園と利用契約を締結しており、在籍園と集約園との間の適切な委託契約等により、預かり保育事業の実施基準の充足や特定子ども・子育て支援施設等としての義務の履行(領収証・提供証明書の発行など)を担保できる場合には、在籍園児に対する預かり保育事業として子育てのための施設等利用給付の対象としていただいて差し支えありません。しかしながら、保護者と在籍する幼稚園等との間に預かり保育事業の利用契約がなく、在籍園が委託した業者の預かりサービスを利用するだけといった場合は、在籍園における預かり保育事業を利用しているとは考えられないため、預かり保育事業としては無償化の対象とはなりません。当該業者が認可外保育施設や一時預かり事業の届出を行っている場合には、幼稚園等利用者の認可外保育施設等の利用料を無償化の対象とする枠組みにおいて、子育てのための施設等利用給付が受けられる場合があります。</p>
42	128-5	預かり保育事業の実施委託	<p>A幼稚園は、平日8時間以上・年間200日以上の前預かり保育事業を実施していますが、夏季休業中などの長期休業期間中の預かり保育事業を行っていないため、近隣でこれらの期間も預かり保育事業を行っているB幼稚園がB幼稚園の児童と一緒にA幼稚園の児童の前預かり保育事業を行っています。このような場合、A幼稚園の児童が利用したB幼稚園での預かり保育事業も無償化の対象となりますか。</p>	<p>幼稚園等として平日8時間以上、年間200日以上の前預かり保育事業を実施している場合、施設等利用給付2・3号認定子どもは、当該園が提供する預かり保育事業が施設等利用費の対象となり、他園が提供する一時預かり事業を含め認可外保育施設等の利用料は施設等利用費の対象とはなりません。ただし、当該園児の利用する預かり保育事業が在籍する園と他園との間の適切な委託契約等により、預かり保育事業の実施基準の充足や特定子ども・子育て支援施設等としての義務の履行(領収証・提供証明書の発行など)を担保できる場合には、在籍園児に対する預かり保育事業として子育てのための施設等利用給付の対象としていただいて差し支えありません。</p>

No.	国 No.	事項	問	答
43	177	未移行幼稚園の食材料費と保育料	未移行幼稚園の中には、「費用の区分なく単一の保育料として園則で定められるとともに保護者に対しても示されて」おり、「同一学年の在園児全員から一律に徴収され、在園児全員に対する教育上必要なものに充当されるもの」であれば、保育料に給食費が含まれていても就園奨励費補助金の国庫補助対象となり得るもの（平成26年7月25日付文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡）」とされていたことから、保育料に給食費が含まれている園があります。令和元年10月から、保育料と食材料費を切り分けて徴収しなければならないのでしょうか。	今般の幼児教育・保育の無償化では、全ての施設・事業に係る給付を通じて、食材料費・日用品費等（特定費用）については、無償化の対象となる利用料（特定子ども・子育て支援利用料）には含めることはできないため、特定子ども・子育て支援利用料と特定費用は切り分けて額を設定していただく必要があります。したがって、食材料費等の特定費用は特定子ども・子育て支援利用料とは別途徴収することが基本となると考えられますが、保護者に対して発行し、施設等利用費の支給の根拠資料となる領収証において両費用を確実に区分して記載することを前提に、保護者からは両費用を一体的に徴収することも可能です。なお、保育料とは別途徴収する場合、給食費は消費税が課税されることに御留意ください。また、食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、一部の減免等を除き、基本的に保護者にご負担いただく性格の費用と思われませんが、仮に給食代を徴収せずに給食を実施している場合は、食材料費にかかる財源を明確に示すなど、食材料費を無償化の対象から確実に除外していることを園から説明していただくことが必要となります。
44	178	未移行幼稚園の食材料費と保育料	新制度未移行の私立幼稚園において、食材料費の徴収に伴い、保育料の変更を行う場合、学則（園則）の変更を行う必要がありますか。	無償化の対象となる利用料（特定子ども・子育て支援利用料）には食材料費を含めることはできないため、特定子ども・子育て支援利用料と食材料費は切り分けて額を設定していただく必要がありますが、学則（園則）に記載する保育料については、その内容について特段の定めがないため、給食費を含めた額を記載することも可能です。なお、その場合でも、保護者に対して特定子ども・子育て支援利用料とそれ以外の徴収費用を分かりやすく示すとともに、保護者に対して発行し施設等利用費の支給の根拠資料となる領収証において両費用を確実に区分して記載していただく必要があることに留意してください。なお、学則（園則）上の保育料を変更した場合には、変更事由とともに学則（園則）変更の届出を都道府県知事に行う必要があります。（実費徴収額については、学則（園則）に記載する必要なし（各園の判断により、記載することも可能））
45	178-2	未移行幼稚園の食材料費と保育料	未移行幼稚園の中には、保育料に給食費が含まれている園があり、これまで消費税が非課税とされてきました。今回の無償化を契機に課税関係が変わるのでしょうか。	従来、未移行幼稚園の中には、保育料に給食に係る経費を含めて一体的に徴収し、消費税非課税の取扱いがなされてきた園もあるところ、無償化実施後も本取扱いについては変わりません。ただし、食材料費については、無償化の対象となる利用料（特定子ども・子育て支援利用料）に含めることはできないため、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に基づき、園が保護者に対して発行する領収証においては、特定費用として記載する必要があります。施設等利用費の支給に過誤が生じないようご留意をお願いします。
46	192-15	副食材料費の補足給付事業	未移行幼稚園に対する補足給付事業は、副食費に限定されており、文房具等は対象外ですか。	副食費以外は補助対象外となります。

No.	国 No.	事項	問	答
47	192 -20	副食材料費の補足給付事業	例えば、8月は後半の5日のみ給食を実施している幼稚園の場合、未移行幼稚園に対する補足給付事業の補助上限額(4,500円)は減額されるのですか。また、8月は給食を実施していないが、給食費を年額で設定し、8月を含む各月で給食費を徴収している場合、8月徴収分は補助対象となりますか。	未移行幼稚園に対する補足給付事業の補助上限額は、給食実施日数により日割り計算を行う必要はありません。また御質問後段のケースの場合、8月の補助対象額は、4,500円を上限として8月に徴収している副食費の額となります。
48	県学 事課	副食材料費の補足給付事業	私学助成園における実費徴収に係る補足給付事業について補助の対象となる副食費相当分が4,500円を超えた場合は、保護者から実費として徴収しても構わないのか。	私学助成園においては、副食費相当分が4,500円を超えた場合、保護者から別途徴収することは可能です。 実費徴収に係る補足給付事業においては、園が対象となる子どもの副食費相当分を減免する場合、4,500円までについて国庫補助対象となるものです。
49	県学 事課	保育料無償化と所得要件について	保育料無償化(25,700円分)について、所得状況が不明であっても補助対象とすることはできるか。	保育料の無償化については、市町村において所得状況が不明であっても対象となります。 なお、対象の園児が無償化の対象となるためには、施設を利用する前に施設等利用給付の認定が必要となります。
50	県学 事課	長期休園の扱いについて	里帰り出産で長期にわたり欠席している期間は、無償化の対象期間となるか。	「長期間にわたり継続的に休学」の扱いについては、例えばいつ復学するか未確定であり、籍だけ置いておくような場合を想定しています。 インフルエンザなどの感染症により結果的に長期欠席している場合は当該欠席期間中も無償化の対象とみなすことと同様に、里帰り出産について無償化の対象と含めることも可能です。 ただし、里帰り出産においても、長期かつ復園予定時期が未確定である旨、利用者から連絡を受けている場合は、無償化の対象とはなりません。 なお、従前より里帰り出産の際の減免規定を設けている園において、無償化により減免規定を廃止することを検討される園もあるかと想定されますが、「いわゆる便乗値上げ」として疑問視されないよう、減免規定の廃止の理由について、幼稚園・法人内で議論してください。